

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

今こそ核兵器廃絶の法的枠組みへ 包括的プロセスを開始するとき※

ジョン・バローズ（「核政策法律家委員会」代表）

中堅国家構想(MPI) ブリーフィング・ペーパー
2014年9月

※原題: "A Beacon of Hope" (希望へつながる道)
www.middlepowers.org/pubs/Beacon-of-Hope.pdf

要旨

広島と長崎への原爆投下の70周年が近づいてきた。しかし核兵器廃絶に関する国際議論は進まず、地域的混乱の噴出が新たな反乱勢力やテロリストのネットワークを生み、16,300発が存在する核兵器のうちのたった1発でさえ事故や計算違いによって使用されるリスクがあり、核兵器使用による「壊滅的な人道的結果」がよりよく認識されるようになった。しかし核兵器保有を継続するすべての国は、彼らの核兵器システムを近代化している。これらのことは、核兵器の禁止及び廃棄のための法的枠組みの構築に向けた包括的プロセスを開始することの必要性を示している。国際社会が核兵器のない世界の設立について直ちに取り組むべき時は来た。2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議は、正しくも次のように宣言した:「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立するために、全ての国が特別な努力を払うことが必要である」。中堅国家構想(MPI)は、核兵器のない世界のために必要な法的、技術的及び政治的条件を議論するために、幅広い同志諸国を15年にわたり糾合してきた国際的な市民社会連合であるが、MPIは、核兵器の禁止及び廃棄のための、検証され、不可逆的かつ強制力のある法的枠組みが、いかに

2014年9月に作成された中堅国家構想(MPI)のブリーフィング・ペーパー全訳を掲載する。本ペーパーは、前半で核兵器をめぐる現状を概観し、NPT体制や核兵器の非人道性を焦点化した核兵器廃絶へのアプローチの到達点及び課題を整理している。後半ではNPT体制の内外において、核兵器禁止・廃棄の法的枠組みを作るための諸オプションの在り方を検討・提起している。本ペーパーが主張するように、核軍縮の停滞の前に、今こそ核兵器を禁止・廃棄するための包括的プロセスを開始する時である。(編集部)

して構築可能かを検討する諸会合を開いてきた。この取り組みは、国連及びNPTプロセスを支えるものである。

現在の状況

1. 暴力に支配された2014年の夏は、核軍縮における前進のためのいかなる希望をも奪い去ってしまったのだろうか? テレビで放送されたガザ、ウクライナ、シリア及びイラクでの殺戮は、計画的、偶発的またはテロリズムでの使用によって1発でも発射されれば、桁外れの惨事を引き起こす

今号の内容

MPIブリーフィング・ペーパー 核廃絶交渉プロセスの論考

ジョン・バローズ(「核政策法律家委員会」代表)

[図説]

第69回国連総会、各国の投票行動

イラン核協議: 交渉妥結目標を7か月延長

2015年核軍縮関連カレンダー

核兵器が未だに16,300発存在していることへの関心をかき消してしまったのだろうか？そうではない。今は、世界が不安定だからといって核兵器のない世界という国連の目標から後退する時ではない。蛮行が起きている今こそ、法の支配を確立するための我々の努力を強化しなければならない時である。現在の国際システムの危険な不安定化は、グローバルな安定性を取り戻す手段として、諸国家が核兵器廃絶のための協働のプロセスを開始する緊急の必要性を求めている。

2. ウクライナ紛争は、今のところ、米国とロシアは、両国の関係が極めて悪化したときにも分別を失わないことを学んでいるようであるが、自身やその他の諸国を巻き込み、戦争に発展する可能性のある大国の軍事衝突の危険が存続していることを示している。アジア太平洋地域でも緊張は高まっている。また、概して、資源の不足や気候温暖化によって緊張は予知できない形で生まれうる。物質的には満足が行きわたっていても、もし核武装国間の交戦が実際に発生すれば、核兵器の使用も排除できない。

3. さらに人的被害を避け、平和と安全を再建するために、ウクライナ、中東及びアフリカにおける紛争を抑制し終結させることが不可欠である。また、東アジアやその他の地域における紛争を予防しなければならない。そして、紛争予防及び解決において、国連とりわけ安全保障理事会や、欧州安全保障協力機構等の協調的安全保障メカニズムをより実効的なものにすることが求められている。

4. 核の領域において、最も重要なのは以下のことである。

- ロシアのINF条約違反疑惑をめぐる紛争を解決し条約を維持するとともに米国、欧州、ロシアの経済及び安全保障構造の改革と同時に、米口間の非核戦略兵器の管理を含む軍備管理を再構築すること。
- 軍備管理を中国及びその他の核保有国に拡大すること、2010年NPT再検討会議で約束された中東非大量破壊兵器(WMD)地帯に関する会議を開催すること。
- 国連、NPT及びその再検討プロセスにおける不拡散・軍縮のための誓約を確固として再確認すること。
- イランの核計画をめぐる相違の恒久的解決を達成すること。
- 朝鮮半島の非核化に向けて機能しうる外交的・政治的道筋を進展させること。

5. これらの重大な課題を克服し前進するためには、今後数年間及び数十年間における地域及びグローバルな政治の動的で歪んだ進展や後退から、核戦争の可能性を取り除く必要がある。そのためには、核戦力の普遍的禁止と廃棄が必要である。現在の混乱の中においても、核兵器廃絶の開始及び

実行のための2つの鍵となる条件が整いつつある。

a) 冷戦終結から20余年が経った今、NPTの諸会議、国連総会決議、2013年国連公開作業部会、そして、とりわけMPI6条フォーラム及び枠組フォーラムなどを含むその他の政府及び市民社会主催の会議において、廃絶プロセスに不可欠な諸措置と諸原則が繰り返し特定されてきた。

b) 核廃絶の根拠の第2の局面が力強く再興した。それは、上記の諸措置と諸原則への誓約に対する緩慢かつ不完全で不公正な履行や無視が強く認識されるにいたったこと、そして、現存する16,300発のうちのたった1発によってさえ1つの都市を破壊しうる核兵器は断じて許容できるものではないという、十分に裏づけられ広く認識された理解に基づいて、廃棄プロセスの枠組みは作られ、先導され、推進されなければならないということである。オスロ(2013年3月)及びナヤリット(2014年2月)で開催された核兵器の道義的影響に関する国際会議は、このことを強く主張するものであった。

6. 事実、世界的な良心の要請はますます強まっている。その使用が明らかに非人道的であり、また、戦闘行為を律する法とも相いれない兵器に、いくつかの国家が依存していることは容認できないとの認識が深まっている。この考え方は、2010年のNPT再検討プロセスにおいて初めて公式のものとしてされた。同再検討会議は、核爆発による壊滅的な人道的结果と、すべての国がいかなる時も国際人道法を含む国際法を遵守する義務を確認した。2012年春のNPT及び国連の会議からはじまり、直近では2013年10月の国連総会第1委員会において発せられたこのテーマに関する諸声明の賛同国は増加してきた。

7. このように、国際人道法の基礎をなす「人道の基本的考慮」に核兵器は合致しないという、国際司法裁判所が述べた見解に関する理解は深まりつつある。大規模な武力行使に訴えることを「抑止する」手段として核兵器に依存することの矛盾あるいは不条理は、より影響の小さな兵器が禁止されていくにつれて、ますます明白になってきた。アンゲラ・ケイン国連軍縮担当上級代表は、2014年4月に次のように演説した。「今日、どれだけの国が、自らが『生物兵器国』または『化学兵器国』であることを誇るであろうか。現在、誰が、攻撃や報復に拘わらず、腺バスターやポリオをいかなる状況の下であれ兵器として使用することが合法であると議論しているだろうか。誰が、生物兵器の傘について議論しているだろうか。」

8. さらに、核兵器国が、核兵器を無期限に保有する資格が与えられるという醜悪な待遇をNPTによ

まだ、充分たたかえる



田巻 一彦
ピースデポ副代表

2015年を私たちは大きな衝撃と不安とともに迎えた。日本時間1月8日、パリの新聞社で起こった銃撃戦に始まる一連の暴力事態。メディアの多くは「表現の自由 vs 暴力」という構図の中で論じる。だが「西欧近代」と「イスラム」の分裂と対立の淵源には100年を超える侵略と抑圧、抵抗の歴史が存在する。メディアにもそのような論調が現れ始めたのは救いである。だが、この事件が西欧的価値観を共有する諸国の「反テロリズム連合」形成の気運に火をつけていることもまた事実だ。

「冷戦構造」に変わる、「イスラム思想とテロ」を基軸に分割された世界の構造すら示唆する論調がそこかしこに見えることに不安を抱きながら、昨年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を読み返した。

前文はこうに言う。「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに

に、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。」(前文第3節、強調は筆者)「決定」はこの後、本文で「武力攻撃に至らない侵害への対処」、<国際社会の平和と安全への一層の貢献>そして「憲法9条の下で許容される自衛の措置」の3分野について従来違憲、またはグレーゾーンと解釈されてきた行為を「合憲」に解釈変更することを予告している。その論拠となるのが「集団的自衛権行使」の解釈合憲化である。

7月の閣議決定は日本を世界中で戦争できる国に変えるものだと私たちは引き続き非難する。それでも先に上げた前文の一節にみるように、日本は「憲法平和主義」に拘束されているということを忘れてはなるまい。このことは平和運動に「安心」を与えはしないが、「まだ、たたかう余地がある」ことを確信させるに十分だ。これを憲法の「平和力」と呼ぶとすれば、その本源は市民社会の中にある。それを育て、対抗構想を創出することがこの小さな市民共同体・ピースデポの重要な使命の一つなのだ。改めて実感する。会員、読者諸氏からのこれまでも増したご支援、ご協力を願いたい。⑩

で受けていることに対する拒否感が広まっている。有害で道徳に反することに加えて、マーシャル諸島の国際司法裁判所への提訴や2014年NPT準備委員会における新アジェンダ連合のワーキング・ペーパーによって示されるように、核兵器国のこの見解は法的に間違っている。

でとっているような方法でイニシャチブをとる。

次なる段階

9. この背景に対し、核兵器廃絶を誓約した諸国は、他に先立ってそして速やかに、核兵器依存は規範上受容不可能であることを明確に主張し、つづいて核兵器を禁止し、不可逆かつ検証可能な方法で廃絶する核兵器ゼロの法体系の創設に至るプロセスの構築を精力的に推進するべきである。このようなプロセスは次のような方法で開始できるだろう。

- 次回2014年12月にウィーンで開催される、一連の核兵器の人道的影響に関する国際会議で表明する。
- 多国間軍縮交渉を前進させるための手段として、国連公開作業部会(OEWG)を再設置し活用する。
- 2013年国連総会で採択された2013年9月ハイレベル会議のフォローアップ決議に従い、核軍縮に関する国連ハイレベル会合を2018年までに開催する努力を開始する。国連公開作業部会は、ハイレベル会合の準備プロセスの一部として役立つと考えられる。
- 1つまたはいくつかの影響力のある国が、上記の諸会議とは独立に、米国が核保安サミット

10. 廃絶プロセスは、NPT再検討会議においてNPT非締約国の参加条項を活用することによって開始することもできるだろう。これは実際に、2010年再検討会議の補助機関 I において、オーストリアのリーダーシップによって実現が目指されたが、核兵器国によって拒絶された。このエピソードが示すように、上記の他の諸オプションとは異なり、再検討会議の決定は慣習的にコンセンサスによってなされる。ジュネーブ軍縮会議(CD)も同様に、完全な核軍縮に関する交渉開始のためには、大多数の国の賛成があることを原則としている。

11. 先述の、または他のメカニズムによって、核兵器禁止及び廃棄のためにいかなる合意が採択されるかを考える上で重要なことは、すでにNPTという法的文書が存在し、IAEAによって監視され安保理によって執行される法的保障システムに従い、世界の圧倒的多数の国による核兵器保有が検証可能な形で禁止されているという事実から出発することである。南半球を覆う、条約として設立された地域的非核兵器地帯も存在する。さらに、条約は未発効とはいえ核実験禁止の運用体制もある。欠如しているのは、核兵器の使用及び保有に関する普遍的な禁止と、現存する核兵器の廃棄のための時限を伴う計画である。

12. 核兵器禁止及び廃棄に関する合意形態についての、十分とは言えないが意義深い議論がなされ

ていることは良い兆候である。提案された合意の形態には、以下のものが含まれる。この区別はいくぶん人為的であることに留意されたい。つまり「核兵器禁止条約(NWC)」は、ある意味では一種の「枠組み合意」であるし、また「簡易型核兵器禁止条約(NWBT)」¹はある種の「枠組み合意」、あるいはある種のNWCになりうる。MPIは、新しい一連の会議でこれらの問題を検討したいと考えている。

13. NWCは、NPT及びその他の現存する諸文書を基礎とし、核兵器の包括的廃絶のための諸義務、諸措置、諸機構を一つの合意に組みこんでいるという利点がある。コスタリカ及びマレーシアの要請によりMPIの同志の何人かが起草し、国連で回覧されたモデル条約は有用である。潘基文国連事務総長は交渉のための「良い出発点」と述べた。NWCの不利な点は、政治的意志があってもなお、条約の交渉に多くの年月がかかることであろう。

14. 同提案の一つの変型として、ジョージタウン大学ローセンターのデビッド・コプロー教授は最近、2段階のプロセスを提案している。第1段階では、核武装国を含む諸国が、核兵器廃絶に向けた状況を作るために、透明性のある諸措置を通して、全ての保有国を含む(核兵器の保有数の)上限設定と削減、短期予告発射の根絶、核分裂性物質の管理及び核技術の上限設定、生物・化学兵器禁止条約及び追加議定書の普遍的遵守に類似した政治的合意を締結する。第2段階では、永続的な核兵器ゼロ体制を確立するための条約が交渉される。グローバル・ゼロは、似たような計画を先んじて提起している。それは、2030年までに核兵器を廃絶するためのグローバルな条約に関する諸交渉に続いて、他の補助的諸措置と併せて、段階的に削減していくというものである。

15. 枠組み合意は、不使用・非保有及び、たとえば議定書の検証や核分裂性物質管理といった、廃絶に関するさらなる諸交渉を含む基本的義務を確立するものである。これは、NWCよりも速やかに交渉を進めることが可能である。ゆえに核兵器の法的及び倫理的違法性を、より早く成文化できるという利点がある。数ある諸措置の中で、インドは「グローバルで非差別的な多国間枠組み」や、NWCによるグローバルな廃絶への道を開く使用禁止条約を主張している。

16. 枠組み文書という概念はあまり明確にされてこなかったが、実験、削減及び廃絶、核分裂性物質、不拡散などに関する現在及び将来の諸協定を結び付けるものと考えられる。ここにおいては、大多数の国が参加するグローバルな合意がなされる必要はない。代わりに、たとえばこのアプローチがNPT締約国によって集団的に容認されれば、核武装国を含む限定的な数の国々との合意と安保理決議があれば十分であろう。この提案は、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチと類似している。

17. NWBT戦略は、どちらかというとならぬ核兵器国によってプロセスが開始されると考えているようである。この提案のいくつかのバージョンは、核兵器保有国が参加を断った場合にも、参加している非核兵器国が、保有核兵器を廃棄する義務を条件に参加する核兵器国に対する条項を伴いつつ、核兵器の保有と使用を禁止することに合意する。非核兵器国によって締結されるこのような条約は、締約国が相当な数に上れば、核兵器の非正統化に貢献するものとなる。

結論

18. 最善の核兵器ゼロへのアプローチの決定は、さらなる議論が必要であり、決定は最初にプロセスに参加する諸国にある程度依存するだろう。諸国によるこの決定は、広範な市民社会の利益に適うものであるべきである。MPIは以下のことに留意する：

- 目的は、包括的かつ効果的な核兵器ゼロの体制であり、廃棄は、検証可能かつ不可逆的であり実行可能であるべきである。
- 核兵器の早期の非合法化と安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の除去は、廃棄プロセスの実行及び維持を大いに促進する。
- 多様な諸国家の参加が不可欠である。少なくともいくつかの核兵器保有国がプロセスに参加することが望ましいが、初期の段階での彼らの不参加を乗り越え難い障害と考えるべきではない。しかし、既存核兵器の廃棄に関わる諸条項、すなわち検証、執行、核分裂性物質の管理、及び段階的廃棄のような諸条項に関して、起草段階ではなく最終的な交渉の段階に至った時には、主要な核武装諸国の参加が必要になる。もし核武装国の参加を想定しているのであればなおさらである。他方、使用または使用及び保有の両方を禁止する法的文書は、最初は核武装国の参加なしに締結されても、廃絶のための構成要素の一つとして有用であろう。

19. MPIは、この瞬間を捕えようとしている諸国を支援する用意がある。今は、基礎的作業を終えて核兵器の禁止及び廃棄につながる法的プロセスを開始する時である。この仕事は現在死活的なものとなっており、混迷した世界に希望への道しるべを提供するであろう。

訳注

¹ Nuclear Weapons Ban Treaty。原文では“Ban Treaty”の略称が用いられている。直訳すると「禁止条約」となり「核兵器禁止条約(NWC)」との区別がつかづらるので、本訳では“NWC”、“NWBT”と表記した。

(訳：ピースデポ)

第69回 国連総会決議投票結果

— 軍縮及び安全保障 —

(2014年)

本表は、第69回国連総会(2014年)における軍縮及び安全保障に関する決議への各国の投票行動を示すものである。投票総数は総会の結果であるが、国別の結果は第1委員会における投票である。紹介する国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、軍縮・不拡散イニシヤチブ(NPDI)に所属するフィリピン、アラブ首長国連邦である。5ページには核兵器保有など9か国(北朝鮮は核兵器保有の主張国)。6~7ページには左から米核兵器依存国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。

< ○ : 賛成 × : 反対 △ : 棄権 - : 欠席 >

決議の全データは、以下。 www.un.org/Depts/dhl/resguide/r69.shtml

			米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ン ス	中 国	イ ン ド	パ キ ス タ ン	イ ス ラ エ ル	北 朝 鮮	
			核兵器国									
A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有など9か国									
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/69/26	無投票									
2	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/69/29	無投票									
3	中央アジア非核兵器地帯条約	A/69/36	無投票									
4	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/69/35	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
5	モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/69/63	無投票									
6	消極的安全保証	A/69/30	△	△	△	△	○	○	○	△	○	
7	核軍縮	A/69/48	×	△	×	×	○	△	△	×	○	
8	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/69/41	×	×	×	×	△	○	○	△	○	
9	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/69/37	×	×	×	×	△	×	△	×	×	
10	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/69/52	○	△	○	○	△	△	△	△	×	
11	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/69/43	×	×	×	×	○	○	○	×	○	
12	核兵器使用の禁止に関する条約	A/69/69	×	△	×	×	○	○	○	×	○	
13	核兵器の危険性の低減	A/69/40	×	△	×	×	△	○	○	×	○	
14	核兵器システムの作戦上の地位の低減	A/69/42	×	×	×	×	○	○	○	△	△	
15	弾道ミサイル拡散に対するハーグコード	A/69/44	○	○	○	○	△	△	△	○	△	
16	中東における核拡散の危険性	A/69/78	×	○	○	○	○	△	○	×	○	
17	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/69/81	○	○	○	○	○	△	○	○	×	
18	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/C.1/69/L20	○	○	○	○	○	○	×	△	△	
19	核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ	A/69/58	×	×	×	×	○	○	○	×	○	
20	CD活性化	A/C.1/69/L19	無投票									
21	ミサイル	A/C.1/69/L24	無投票									
B 他の大量破壊兵器												
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/69/67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/69/39	無投票									
3	テロリストの放射性物質取得防止	A/69/50	無投票									
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/69/82	無投票									
C 宇宙(軍縮関係)												
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/69/31	△	○	○	○	○	○	○	△	○	
2	宇宙活動における透明性及び信頼醸成措置	A/69/38	無投票									
D 通常兵器												
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/69/34	△	△	○	○	○	△	△	△	△	
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/69/33	無投票									
3	武器貿易条約(ATT)	A/69/49	○	△	○	○	○	△	○	○	△	
4	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/69/51	無投票									
5	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/69/79	無投票									
6	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/69/57	×	△	×	×	-	○	○	×	○	
E 地域軍縮と安全保障												
1	地域軍縮	A/69/45	無投票									
2	地域及び準地域的軍備管理	A/69/47	○	△	○	○	○	×	○	○	○	
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/69/46	無投票									
4	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/69/80	無投票									
5	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/69/73	無投票									
F 他の軍縮手段及び国際安全保障												
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/69/28	無投票									
2	軍縮及び核拡散における多国間主義の促進	A/69/54	×	○	×	△	○	○	○	×	○	

第69回 国連総会決議 (2014年) 投票結果

— 軍縮及び安全保障 — 【続き】

< ○ : 賛成 × : 反対 △ : 棄権 - : 欠席 >

【国家の分類】

- 核兵器保有など9か国: 核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- 米核兵器への依存国: 米国の核抑止力に依存する国々。

			オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	新アジェンダ	
A 核兵器																						
	決議番号	賛成-反対-棄権	米核兵器依存国																			
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/69/26	無投票																			
2	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/69/29	無投票																			
3	中央アジア非核兵器地帯条約	A/69/36	無投票																			
4	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/69/35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/69/63	無投票																			
6	消極的安全保証	A/69/30	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
7	核軍縮	A/69/48	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
8	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/69/41	○	○	△	○	○	○	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	○	○
9	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/69/37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/69/52	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
11	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/69/43	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○	○	○
12	核兵器使用の禁止に関する条約	A/69/69	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
13	核兵器の危険性の低減	A/69/40	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
14	核兵器システムの作戦上の地位の低減	A/69/42	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
15	弾道ミサイル拡散に対するハーグコード	A/69/44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
16	中東における核拡散の危険性	A/69/78	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
17	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/69/81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/C.1/69/L20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
19	核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ	A/69/58	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	△	×	△	×	△	△	○	○	○	○
20	CD活性化	A/C.1/69/L19	無投票																			
21	ミサイル	A/C.1/69L24	無投票																			
B 他の大量破壊兵器																						
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/69/67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/69/39	無投票																			
3	テロリストの放射性物質取得防止	A/69/50	無投票																			
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/69/82	無投票																			
C 宇宙(軍縮関係)																						
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/69/31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/69/38	無投票																			
D 通常兵器																						
1	対地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/69/34	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/69/33	無投票																			
3	武器貿易条約(ATT)	A/69/49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	△
4	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/69/51	無投票																			
5	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/69/79	無投票																			
6	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/69/57	△	○	△	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○
E 地域軍縮と安全保障																						
1	地域軍縮	A/69/45	無投票																			
2	地域及び準地域的軍備管理	A/69/47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/69/46	無投票																			
4	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/69/80	無投票																			
5	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/69/73	無投票																			
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																						
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/69/28	無投票																			
2	軍縮及び核拡散における多国間主義の促進	A/69/54	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○

【資料】第69回国連総会決議の投票情報

第69回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して63の決議をあげた。そのうち、主要な40を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、アラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは、各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する。¹

A：核兵器

- 1.「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国：アフリカ諸国を代表してナイジェリアとオーストラリアなど6か国。無投票。
- 2.「中東地域における非核兵器地帯の設立」／提案国：エジプト。無投票。
- 3.「中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)」／提案国：セミパラチンスク条約参加国を代表してウズベキスタンと米国など44か国。無投票。
- 4.「南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯」／提案国：オーストラリア、ブラジルなど26か国。中国、日本、韓国、北朝鮮、NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。
- 5.「モンゴルの国際安全保障と非核地位」／モンゴルと、5核兵器国など9か国。無投票。
- 6.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結(消極的安全保証)」／提案国：パキスタン、キューバ、エジプト、インドネシアなど20か国。中国、日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、ロシア、フランス、韓国は棄権。
- 7.「核軍縮」／提案国：ミャンマー、インドネシア、イラン、モンゴルなど42か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランスは反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
- 8.「多国間核軍縮交渉を前進させる」／提案国：コスタリカ、オーストリア、メキシコ、スイスなど14か国。日本、北朝鮮、ドイツ、ベルギーは賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエルが反対。中国、韓国、イタリアなどは棄権。
- 9.「核兵器のない世界へ：核軍縮の誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)²／提案国：NAC6か国とオーストリアなど4か国。日本、韓国、NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、インド、北朝鮮が反対。中国、パキスタンは棄権。
- 10.「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)³／提案国：日本など116か国(米国、英国を含む)。フランスは賛成。中国、ロシア、インド、イラン、イスラエル、パキスタンなど棄権。反対は北朝鮮のみ。
- 11.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国：マレーシアを中心とした55か国(インド、イラン含む)。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、NATO非核兵器国(カナダは棄権)などは反対。日本、韓国は棄権。
- 12.「核兵器使用の禁止に関する条約」／

提案国：インド、エジプト、インドネシア、キューバなど31か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。ロシア、日本、韓国は棄権。

13.「核兵器の危険性の低減」／提案国：インド、インドネシアなど27か国。北朝鮮、イランは賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国が反対。ロシア、中国、日本、韓国は棄権。

14.「核兵器システムの作戦上の地位の低減」／提案国：チリ、マレーシア、ニュージーランドなど14か国。中国、日本、インド、イランは賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。北朝鮮、韓国、イスラエルは棄権。

15.「弾道ミサイル拡散に対するハーグコード」／提案国：フランスなど82か国。米国、ロシア、英国、日本、韓国は賛成。反対はイランのみ。中国、キューバ、北朝鮮、インドなどが棄権。

16.「中東における核拡散の危険性」／提案国：アラブ連盟を代表してエジプトなど20か国。英国、フランス、NATO非核兵器国(カナダは反対)、ロシア、中国、イランは賛成。米国、イスラエルなどが反対。オーストラリア、インドなど棄権。

17.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国：米国、英国、フランスなど93か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアは棄権。

18.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国：カナダ。米国、ロシア、英国、フランス、日本、韓国は賛成。反対はパキスタンのみ。北朝鮮、イラン、イスラエルは棄権。

19.「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」／提案国：非同盟運動を代表しインドネシア。中国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。日本、韓国などは棄権。

20.「CD作業活性化と多国間軍縮交渉の促進」／提案国：オランダ、南アフリカ、スイス。無投票。

21.「ミサイル」／提案国：エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B：他の大量破壊兵器

1.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国：ポーランド。反対はゼロ。サウジアラビアのみ棄権。

2.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国：インド、米国、フランス、ドイツなど47か国。無投票。

3.「テロリストによる放射性物質取得防止」／提案国：フランス、日本、ドイツなど31か国。無投票。

4.「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国：ハンガリー。無投票。

C：宇宙

1.「宇宙における軍備競争の禁止」／提案国：スリランカ、北朝鮮、ロシア、インド、モンゴルなど43か国。反対はゼロ。米国、イスラエルが棄権。

2.「宇宙行動における透明性と信頼構築措置」／提案国：5核兵器国、ブラジル、日本、

韓国など67か国。無投票。

D：通常兵器

1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約の履行」／提案国：スロベニアなど23か国。反対はゼロ。米国、ロシア、日本、韓国、北朝鮮、シリア、エジプトなどが棄権。

2.「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」／提案国：マリ、英国、フランスなど55か国。無投票。

3.「武器貿易条約」(ATT)／提案国：日本、コスタリカ、英国など64か国。イスラエルは賛成。反対はゼロ。北朝鮮、イラン、インドなどが棄権。

4.「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」／提案国：コロンビア、南アフリカ、日本、米国、英国、など46か国。無投票。

5.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国：フィリピン。無投票。

6.「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、イスラエルは反対。ロシア、韓国が棄権。中国は欠席。

E：地域軍縮と安全保障

1.「地域軍縮」／提案国：パキスタン、インドネシアなど10か国。無投票。

2.「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」／提案国：パキスタン、イタリア、マレーシアなど9か国。インドのみ反対。ロシアとブータンは棄権。

3.「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」／提案国：パキスタン、エジプト、カザフスタン、フィリピンなど9か国。無投票。

4.「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」／提案国：アルジェリア、ギリシャ、イタリア、エジプトなど48か国。無投票。

5.「地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)」／提案国：中央アフリカ経済共同体を代表して赤道ギニア。無投票。

F：他の軍縮手段及び国際安全保障

1.「国際安全保障における情報・通信分野の開発」／提案国：ロシア、中国、北朝鮮、インドネシアなど38か国。無投票。

2.「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。ロシア、中国は賛成。米国、英国、イスラエルなどは反対。日本、韓国、NATO非核兵器国は棄権。

注

1 www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2014/resolutions

2 本誌462号(14年12月15日)に決議文抜粋訳。

3 本誌462号(14年12月15日)に決議文抜粋訳。

交渉妥結目標を7か月延長、 協議は正念場へ

暫定合意守りつつ、交渉期限延長へ

イランの核開発疑惑をめぐる国際交渉は目標としていた昨年11月24日までにまとまらず、イランと「P5+1」（核保有5大国及びドイツ）は同日、昨年1月20日に履行が開始されていた暫定合意「共同行動計画」（本誌438号、13年12月15日）の効力を再度延長し、包括的解決に向けた交渉期限を今年6月30日¹に設定し直したことを発表した。両者は、3月末までに政治的合意を得、6月末までにその技術的詳細に関して交渉をまとめることを目指す。昨年7月19日の決定に続き、交渉期限の延長は2度目となる（本誌454-5号、14年9月1日）。

交渉上の大きな争点の一つは、依然として、イランによるウラン濃縮をどの程度容認するのかという問題だ。イラン・「P5+1」の交渉が進むさなかの昨年11月11日、ロシアの国営原子力企業「ロスアトム」が、8基の原発を建設する契約をイランと結んだことを発表した²。同じくロシアによって提供されたイラン唯一の商用軽水炉があるブシェールに短期的に2基、中期的に2基、また別のサイト（場所は未定）に4基を建設する予定だ。核燃料もロスアトムから供給される。

この原子力取引については、イラン・「P5+1」の交渉妥結前にロシアが単独で動いたことに批判的な意見もある一方で、イランによる自前のウラン燃料開発・生産の必要性を減じることでイランへの核拡散防止にはプラスに働くとの評価もある³。イラン・ロスアトムの契約では、使用済み核燃料はロシア国内に移送され再処理されることになっている。このロシアによる原発提供が有効に機能すれば、イランによる独自濃縮を5～10年の単位で遅らせることが可能であろう。

交渉上のもう一つの争点は、西側による制裁解除の問題である。イラン側は制裁措置そのものを「解除」することを求めている。単なる「一時停止」に終わった場合、制裁再開で不利益をこうむることになる海外投資家対イラン投資に二の足を踏むことになるからだ⁴。逆に西側としては、いったん解除した制裁措置をイランの合意違反を受けて再導入するには時間がかかるため、おいそれとは制裁解除に応じようとはしない。

しかし、重要なことは、このような対立を含み

ながらも、イランは「共同行動計画」を履行しつづけ⁵、イラン・「P5+1」間の友好的な雰囲気は崩れていないということだ。のみならず、昨年11月24日に交渉期限を再度延長した際、イランは「共同行動計画」の追加的な措置を受け入れている。具体的には、現在残っている約75kgの20%濃縮ウラン酸化物のうち35kgの原子炉燃料への転換、国際原子力機関(IAEA)による遠心分離器設置サイトへの査察の頻度を2倍にすることの容認などである⁶。これと引き換えに「P5+1」は、毎月7億ドルのイラン海外資産の凍結を解除することを約束している。

新たな政治的環境

——共和党が米中間選挙で勝利

包括的解決に向けた交渉をまとめる上で最大の不安材料は、米議会の動向である。昨年11月4日に行われた中間選挙において、上下院ともに共和党が多数を握った。これまでも共和党議員はイランに対してどちらかという強硬であったから、1月から始まる新たな会期では、なかなか交渉が妥結しないことに業を煮やした強硬派がさらなる制裁法案を上程してくる可能性がある。交渉期限が延長されるたびに、強硬派の勢力は増すことになる。また、2016年は米大統領選の年にあたる。オバマの次にどのような対イラン姿勢を持った人物が大統領に就任するかわからない中では、イランが包括的解決に合意するインセンティブは弱まる。2015年が本当の正念場となるであろう。（山口響）^M

注

- 報道では、期限を6月30日とするものと7月1日とするものがある。当事国のタイムゾーンの関係と思われる。
- 報道発表 www.rosatom.ru/en/presscentre/highlights/30a77880462a2263af3eefd490c073ed
- 「アルモニター」(14年12月2日) www.al-monitor.com/pulse/originals/2014/12/russian-envoy-helps-advance-iran-nuclear-deal.html#
- 「イラン核協議：霧は徐々に晴れる」(国際危機グループ、14年12月10日)、p.5 www.crisisgroup.org/en/regions/middle-east-north-africa/iraq-iran-gulf/iran/b043-iran-nuclear-talks-the-fog-recedes.aspx
- 最新の履行状況については、IAEAの文書「GOV/2014/58」(14年11月7日)に詳しい。
- 米「軍備管理協会」による「『P5+1』・イラン核協議アラート」(14年12月2日版) www.armscontrol.org/blog/ArmsControlNow/2014-12-02/P5-1-and-Iran-Nuclear-Talks-Alert-Dec-2

2015年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議 (CD)

- 1月19日-3月27日 第1会期
- 5月25日-7月10日 第2会期
- 8月3日-9月18日 第3会期

第3回非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議

- 3月または4月

国連軍縮委員会 (UNDC)

- 4月6日-24日 ニューヨーク

核不拡散条約 (NPT) 再検討会議

- 4月27日-5月22日 ニューヨーク

G8サミット

- 6月7-8日 エルマウ(ドイツ)

ASEAN地域フォーラム (ARF) 閣僚会合

- 8月6日 マレーシア

国連軍縮会議

- 8月26-28日 広島

核実験に反対する国際デー

- 8月29日

国際原子力機関 (IAEA) 総会

- 9月14-18日 ウィーン

第70回国連総会

- 9月15日開会 ニューヨーク

包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効促進会議

- 9月25日 ニューヨーク

核兵器廃絶国際デー

- 9月26日

化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国会議

- 11月30日-12月4日 ハーグ

生物兵器禁止条約 (BWC) 締約国会議

- 12月14-18日 ジュネーブ

日誌

2014.12.6~2015.1.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

FBI=米連邦捜査局/ICBM=大陸間弾道ミサイル/P5=安保理常任理事国

- 12月8-9日 「核兵器の人道的影響に関するウィーン会議」開催。米英が初参加。過去最多の158か国が参加。
- 12月11日 リュ韓国統一相、ワシントンで

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アポリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

ピースデポ第16回総会記念講演会

安倍政権の外交・安全保障政策を問う
—北東アジアで日本は何をすべきか

講演: 柳澤 協二氏 (元内閣官房副長官補)

2015年 2月28日(土) 16:00 ~ 18:00 (15:30開場)

川崎市国際交流センター レセプションルーム

(東急東横線・目黒線 元住吉駅 徒歩約12分)

後援:
新外交イニシアティブ (ND)

第16回総会 同日・同会場 12:30~15:00 (開場 12:15)

の講演で、北朝鮮が対話へと進むためには核開発停止の利益を示す必要があると発言。

● 12月14日 衆議院選挙。自公が1議席増の325議席に。投票率は戦後最低の52.66%。

● 12月16日 EU、ロシアが編入したクリミアへの投資、観光、石油・ガス開発技術提供などを禁止する追加制裁の実施で基本合意。

● 12月17日 オバマ米大統領、キューバとの国交正常化に向けた交渉を開始すると発表。

● 12月17日 P5+独とイラン、ジュネーブでイラン核協議を再開。(本号参照)

● 12月19日 プーチン・ロ大統領、核戦力強化方針を表明。15年に50基以上のICBMや戦略爆撃機など最新の運搬手段を導入。

● 12月19日 米15会計年国防認可法、オバマ大統領の署名で成立。マンハッタン計画関連施設を国立歴史公園に指定する条項を盛り。

● 12月19日 FBI、金正恩氏をモチーフにした映画を配給したソニーの子会社へのサイバー攻撃について、北朝鮮の関与を認定。

● 12月22日 国連安保理、北朝鮮の人権問題に関する公式会合を初開催。

● 12月25日 中国国防省の楊報道官、「中国の防衛的な核戦略と核兵器の先行不使用政策に変わりはない」と改めて言及。

● 1月4日付 15年夏に広島・長崎両市が20年ぶりにワシントンで原爆展を開催する見通しに。会場はアメリカン大学を軸に調整。

沖縄

● 12月8日付 ナイ元米国防次官補、辺野古「再検討が必要」と朝日新聞取材に答える。

● 12月9日 仲井真弘多知事退任。

● 12月9日 伊江島パラシュート降下訓練で米兵5人が民間地着地。けが人なし。

● 12月9日 在沖米4軍、勤務時間外行動指針を大幅に緩和。飲酒制限、事実上解禁。

● 12月10日 翁長雄志新知事が就任。「公約実現に全力」と挨拶。1月に知事公室長及び土木建築部長を交代させる意向。

● 12月10日 4日発生の沖縄市ひき逃げ事故。在沖米海兵隊少佐を容疑者として断定。被害男性は意識戻らず重症。

● 12月11日付 辺野古新基地建設予定地の大浦湾で軟質サンゴとエビの共生を世界で初確認。琉大講師らの研究チーム。

● 12月11日 辺野古アセス訴訟、敗訴確定。最高裁、アセスやり直しを求める住民側の意見陳述認めず上告棄却。

● 12月11日 ミジュゴン訴訟、7年ぶりに公開審理。ジュゴン保全や代替基地建設差止めめぐり、早ければ年明けにも判決。

● 12月12日 米議会上院、在沖海兵隊のグアム移転容認。予算凍結措置解除を盛り込んだ15会計年度国防認可法案を可決。

● 12月14日 衆院選。全4選挙区で野党勝利。

● 12月15日 安倍首相、衆院選後の記者会見で「辺野古が唯一の解決策」と強調。

● 12月19日 名護市議会、辺野古移設断念を求める意見書・決議を賛成多数で可決。

● 12月22日付 政府、石垣市に対し尖閣上空の飛行自粛を要請。日中緊迫化を警戒。

● 12月24日 県議会、「民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書」を可決。

● 12月25日 辺野古工法変更申請。県、土砂運搬方法について国に第5次の質問提出。

● 12月25日 与那国町住民投票告示。陸自配備を問う。条文不備で無効となる公算大。

● 1月2日 在沖米空軍兵、住居侵入疑いで逮捕。飲酒状態で、沖縄市のアパートへ侵入。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

IAEA=国際原子力機関

MPI=中堅国家構想

NPT=核不拡散条約

NWC=核兵器禁止条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、梅林宏道